

令和7年度新居浜市スポーツ合宿支援に係る

報償費の支出に関する基準

1 目的

スポーツ団体等が行う市内体育施設を活用した合宿に対して予算の範囲内で奨励金を支出することにより、合宿の誘致を促進し、本市のスポーツ振興や交流人口の増加によるシティプロモーションに貢献することを目的とする。

2 支出対象者

市外に所在するスポーツを行う団体が、技術等向上のために市内の体育施設等において実施するスポーツ合宿（以下、「合宿」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の宿泊施設を利用していること。ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を得た宿泊施設であること。
- (2) 1回の合宿における延べ宿泊数（合宿の参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。）が20泊以上であること。
- (3) 新居浜市及び国、県、他の地方公共団体等から助成を受けていないこと。

3 支出金額

報償費の額は、市内に宿泊した延べ宿泊数に1泊あたり1,000円（簡易宿泊施設利用の場合は、1泊あたり500円）を乗じて得た額とし、1回の合宿において10万円を限度として、予算の範囲内で支出する。

4 申請方法

別紙様式に必要事項を記入の上、必要資料を添付し、スポーツ振興課へ提出する。

5 添付書類

宿泊施設の領収書写し（利用人数、日数等明細が確認できるもの。）、合宿実施状況写真及び合宿参加者名簿等の実績が確認できる資料とする。

6 提出時期

合宿の終了後、1か月以内に提出しなければならない。

7 附 則

この基準は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。